



計画策定のねらい及び計画の枠組み

1 計画策定の目的

(1) 私たちを取り巻く地域・社会の変化

- 少子高齢化の進展、ひとり暮らしや核家族世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢の変化に伴い、家庭における子育ての力・介護の力が弱まっていますと言われています。また、地域では近所づきあいなどを通じた住民同士のつながりが弱くなったことで、地域の中で支えあう力・たすけあう力も弱まりつつあります。
- こうした社会情勢を背景に、所在不明高齢者問題や地域の中で孤立している人（家族）の存在、孤独死、虐待など、大きな社会問題が顕在化しています。また、経済の停滞等による生活困窮者や自殺者の増加、東日本大震災による災害不安の増大など、経済活動や災害を背景とした不安や生活課題も大きくなりつつあります。
- 一方で、福祉を取り巻く制度やサービスでは、介護保険制度が実施後10年以上を経過し、制度への理解度は進んでいるものの、高齢化の進展を受けて支援や介護を必要とする人は右肩上がりに増加し、制度での十分な対応が追いつかない状況にもあります。また、障がいの分野では、障害者自立支援法による障がい福祉サービス等の再構築など、新たなニーズに対応するための制度改革が進められつつあります。保健福祉に関する制度やサービス等は充実の方向に向かってはいるものの、度々の改正等により制度やしくみが複雑化し、「わかりにくい」「情報が必要な人に届かない」などの声も聞かれるようになっていきます。

(2) 地域福祉活動と社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調

整及び助成」「そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行う団体と位置づけられています（社会福祉法第109条）。

- 葛飾区社会福祉協議会は、地域福祉の推進という目標を葛飾区民及び地域の関係機関と共有し、区民や関係機関と協働して地域における福祉活動を先駆的に企画・実施・支援する役割を担っています。
- 第1次葛飾区地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という。）における重点的取り組みであった小地域福祉活動は、活動の立ち上げから継続的实施に至るまでの間、葛飾区社会福祉協議会による側面的サポートが展開されました。具体的には、区民と関係機関を繋ぎ、協働するきっかけづくりや、地域課題の明確化と共有、活動内容や実施方法へのアドバイス、必要な物品や機器の提供、活動に関する広報の支援、活動に必要な財政的支援等があげられます。
- 地域のつながりが希薄化する中、地域福祉活動を安定的・継続的に実施していくことは容易ではありません。葛飾区社会福祉協議会では、長きに亘る地域での活動経験やその事業活動から得られたノウハウとネットワーク力等を活かし、地域福祉活動を広め、活性化する中心的役割を担います。

（３）地域福祉活動による支えあい・たすけあいの必要性

- 我が国では、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとに、福祉関連の法律・制度が整備され、それらに基づき福祉サービス等が提供されてきました。
- しかし、前述したように、私たちを取り巻く社会情勢の変化や顕在化する地域課題は、多様化・複雑化の傾向にあり、これらすべての問題を法律や制度に基づくサービスだけで解決することが難しい社会になってきています。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いから、地域住民それぞれの課題を身近な地域の中で解決していくこ

とが求められるようになっていきます。

- 解決の方法としては、関係機関や行政との協働・協力のもと、区民自らの工夫と地域の支えあいで解決を図っていくことが最も大切であると考えます。
- 住民同士が支えあい・たすけあいながら安心して暮らせる地域社会づくりにつなげるためには、「福祉＝受動的サービス」という概念ではなく、生活課題・地域課題の解決に向けて、身近な地域において人と人、関係機関とのつながりを再構築し、支えあい・たすけあいの関係やそのしくみをつくる活動が重要です。

（４）地域福祉活動を後押しする地域福祉活動計画の策定

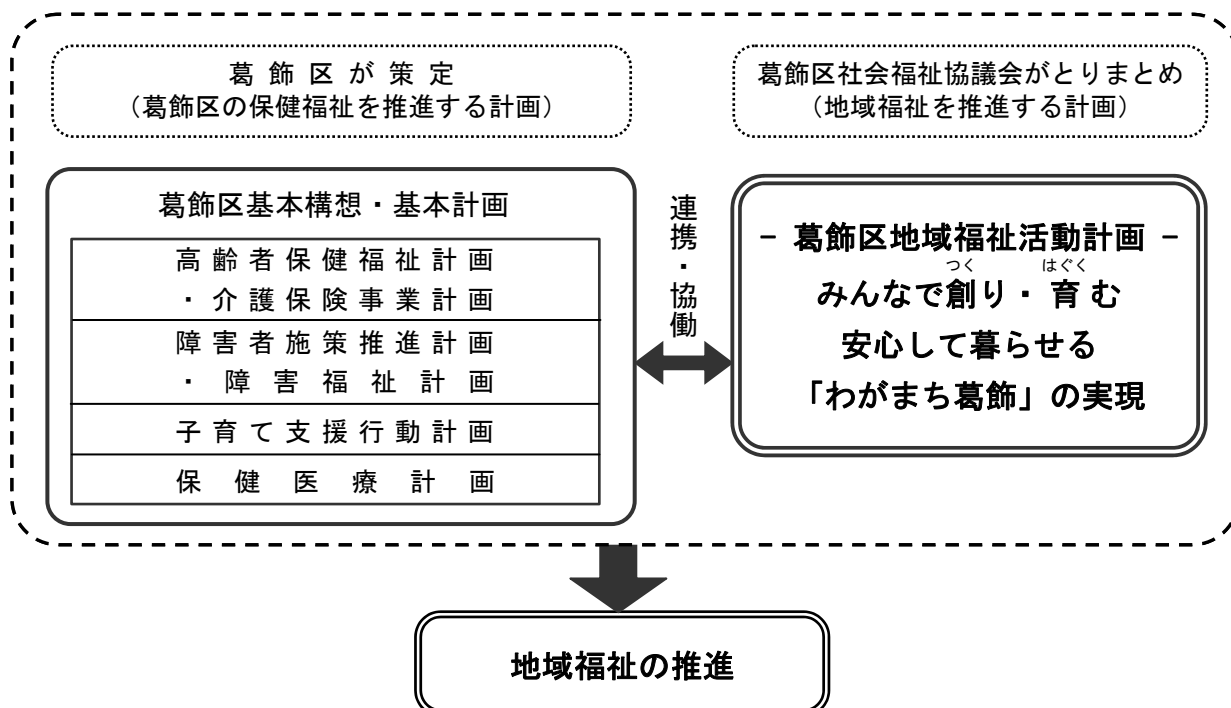
- 地域福祉活動計画は、住民が直面している様々な生活課題・地域課題について、地域に暮らす住民が理解・共有し、住民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動を後押しするための民間の活動・行動計画です。
- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、全国社会福祉協議会から「地域福祉活動計画策定指針」（平成 15 年 11 月）が示されました。同指針によれば、地域福祉活動計画は、「住民の参画による策定を進める」「自発的・民間性を持った多様な活動を尊重し、活動相互の協働や認知を促進する」「住民の意識や態度の変容の動機づけを図る」計画とする視点等が重要であると記されています。
- 第 2 次葛飾区地域福祉活動計画（以下「第 2 次計画」という。）は、策定指針及び第 1 次計画の実績や評価等を踏まえつつ、葛飾区における地域課題の解決に向けて、区民・関係機関・区・社会福祉協議会等が、それぞれの果たすべき役割を明確化し、地域、とりわけ区民が主体となる地域福祉活動を方向づける計画として策定します。
- 同時に、本計画は、葛飾区社会福祉協議会の発展・強化計画としての性格を有し、本協議会の体制の整備及び活動全般にわたる方向性や具体的取り組みを示すことで、葛飾区における地域福祉を推進する中核的団体

としての社会福祉協議会の役割を明確化し、さらなる地域福祉の充実をめざします。

2 計画の位置づけ及び協働のあり方

(1) 計画の位置づけ

- 地域福祉活動計画は、地域が抱える様々な課題を、区民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動のあり方や、区民・関係機関・葛飾区の協働のあり方などを示すことで、地域福祉を推進しようとする計画です(下図右)。
- 一方、葛飾区には、行政による分野別の保健福祉関連計画があります(下図左)。これらは、支援等が必要な区民の実態、必要なサービスの内容や量、サービス提供体制を計画的に整備することを内容とする行政計画です。
- 本活動計画と区における分野別保健福祉関連計画は、地域の生活課題について共有し、また、区民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置づけるなど、「地域に暮らすすべての人が、住み慣れたまちにおいて、安心して・いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現」をめざし、互いに連携・協働して地域福祉を推進することとなります。



（２）区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方

- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、生活課題・地域課題を明確にすると同時に、区民・関係機関・行政がそれぞれの立場において、これら課題の解決に向けて何をすべきなのか、何ができるのかを明らかにすることが重要です。
- この計画における関係機関とは、自治町会をはじめ、民生委員児童委員[※]協議会、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）[※]、地域の福祉施設、サービス提供団体、ボランティアグループ、NPO[※]、社会福祉協議会など地域にある様々な福祉関係機関を指しています。
- 区民は、生活上の困りごとについては、区民自らあるいは家族等とともに解決を図っていますが、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等にあっては、家庭内だけでは解決の難しいものもあります。
- 地域では、これまで、このような課題については、近隣住民が自分たちのできる範囲内で解決しようと努力をしてくれています。また、近隣住民は、本人や家族が自ら発信しない、あるいは発信できない、声なき困りごと（潜在的なニーズ）についても発見することができます。
- 近隣住民だけでは解決できない課題については、自治町会や民生委員児童委員協議会、区、社会福祉協議会などの関係機関との協働も重要です。

※民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別公務員で、地域の中で福祉全般にわたり無報酬で相談や支援を行っています。区内では、383人の民生委員・児童委員が活動しています（平成24年3月1日現在）。

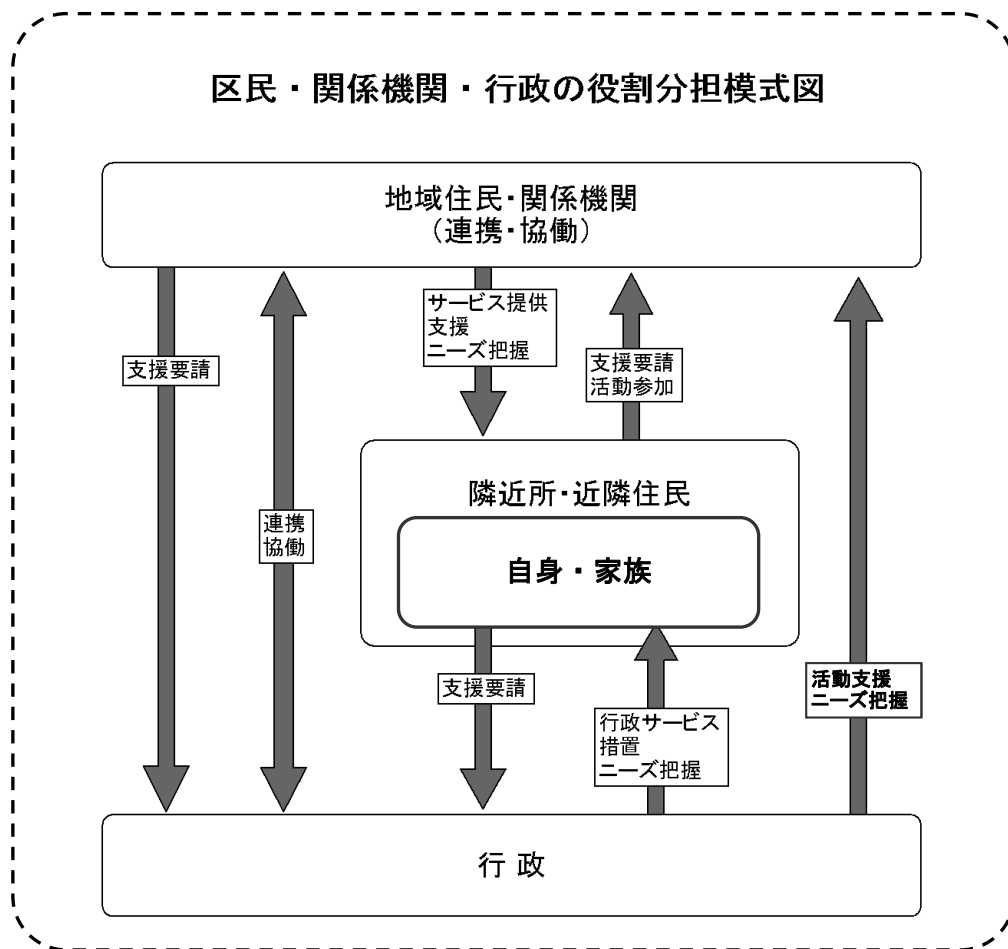
※高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

介護が必要な方や虚弱高齢者及びその家族のための総合的な相談窓口で、また、高齢者が要介護状態等になることを予防するため、住み慣れた地域で元気で自立した生活を送ることができるように支援します。葛飾区内には13か所（分室の6か所を含む）が整備されています（平成24年3月現在）。

※NPO

NPOとはNon-Profit Organizationの略で、「民間非営利団体」と訳されます。営利を目的とせず、利益の再分配を行わない組織・団体一般を示します。

- また、様々な課題に対して相談を受けた関係機関はそれぞれの立場においてその役割を担うとともに、互いに連携・協働して地域における生活課題・地域課題の解決に取り組むことが重要です。さらに、関係機関は、区民ニーズを汲み上げる機能・区民活動を支援する機能も併せ持つことが大切です。
- 行政には、介護保険によるサービスの提供や、生活保護の適用などといった公的福祉サービスの提供機能のほか、関係機関への活動支援や区民ニーズの汲み上げという機能も併せ持っています。



3 計画の策定方法

(1) 社会福祉協議会が事務局となって区民に呼びかけ

- 葛飾区社会福祉協議会は、区民と協働して「ともに支えあい・たすけあう」地域福祉社会の実現をめざす社会福祉法人です。葛飾区と連携し、社会的支援が必要な方々への福祉活動や事業を 50 年以上にわたって推進しています。
- 第 2 次計画は、第 1 次計画と同様に、区民・関係機関・区関係者の方々の参画を得て、葛飾区社会福祉協議会が事務局となり、策定を行いました。

(2) 策定委員会等に区民、関係機関等が参画して検討

- 第 2 次計画の策定にあたっては、公募区民、関係機関・団体の代表、ボランティア代表、区関係者、社会福祉協議会関係者などから構成される「葛飾区地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。
- また、この策定委員会のもとに「葛飾区地域福祉活動計画作業委員会」を設置し、具体的な計画内容等の検討を進めました。

(3) 計画を策定するための取り組み

- 第 2 次計画の策定にあたり、地域の実態や課題の把握、第 2 次計画に関する情報提供や意見の募集等を随時行いました（次ページ①～③、12 ページ④）。
- 得られたデータは、策定の検討過程や活動計画の中において反映しています。

① 葛飾区における地域の現状と課題の把握

目 的	統計資料を活用して地域課題及び特性を把握する
活用した調査報告書	・「高齢者の生活に関する調査報告書」平成 23 年 3 月 ・「葛飾区自治町会活動実態調査」平成 22 年 9 月 ・「第 13 回葛飾区世論調査報告書」平成 22 年 8 月 ・「子育て支援に関する意向調査報告書」平成 21 年 3 月 ・「葛飾区障害者意向等調査報告書」平成 21 年 3 月 ・「ひとりぐらし高齢者実態調査報告書」平成 20 年 11 月
活用した計画書	・「第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成 21 年 3 月 ・「葛飾区障害者施策推進計画 第 2 期葛飾区障害福祉計画」平成 21 年 3 月
活用した統計データ	・「葛飾区の現況 第 45 版」平成 22 年度版 ・葛飾区住民基本台帳 ・平成 17 年度国勢調査 ・平成 12 年度国勢調査

② 地区福祉協力委員の意見収集の実施

目 的	地域福祉活動及び活動計画に対する地区福祉協力委員の意見を把握する
対象者	地区福祉協力委員全員
調査期間	平成 23 年 6 月から平成 23 年 7 月

③ ホームページによる情報提供及び意見公募の実施

目 的	地域福祉活動計画策定に関するホームページを作成・公開し、広く周知を図るとともに、意見収集を行う
公開開始	平成 23 年 8 月
公開内容	「地域福祉活動計画とは」「計画策定の方法とスケジュール」「策定委員会等の議事要旨」「計画策定のための各種調査の実施」「意見募集」など

④ 区民からの意見公募の実施

目 的	第 2 次葛飾区地域福祉活動計画（原案）に対する区民の意見を広く収集する
実施時期	平成 23 年 12 月 1 日（木）から 平成 23 年 12 月 22 日（木）
閲覧場所	葛飾区社会福祉協議会、葛飾区役所区政情報コーナー、 葛飾区区民事務所・区民サービスコーナー（10 か所）、 葛飾区地区センター（19 か所）、ワークスかつしか 葛飾区社会福祉協議会ホームページ
提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
提出された意見	合計 6 意見（2 通） [内 訳] ・計画全体に関するもの（1 件） ・福祉教育の推進に関するもの（1 件） ・福祉サービス利用支援の充実に関するもの（1 件） ・生活福祉資金の貸付等に関するもの（1 件） ・広報・啓発活動の充実に関するもの（1 件） ・社協運営の充実（活動計画推進体制の整備）に関するもの（1 件）

4 計画期間と評価

(1) 計画期間

- 第2次計画の計画期間は、平成24～28年度の5年間です。
- それぞれの活動・事業において目標年度を見据えて、活動等の推進に取り組めます。

(2) 評価

- 目標達成に向けた取り組みを推進するため、毎年度達成の度合いを確認・評価していきます。
- 計画の評価及び見直しを行うための基礎データの収集、地域課題等の積極的な把握のための各種調査を随時実施します。
- 平成27年度（計画4年次）からは、第2次計画における目標の達成状況等を全体として評価し、次期計画としての目標や活動内容等の見直し作業を開始します。

